

想定される疑問・質問		回答
①	「中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者」とは何を指すか。	中小企業庁が出している「中小企業に関するよくある質問」(https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html)をご確認ください。 また、本補助金においては、小規模企業者及び個人事業主も対象としています。
②	なぜ対象要件に令和8年5月7日付け令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の通知を受けているかどうかを入れているのか。	令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の当初の発送までに、報告書や届出書を伊予市税務課に提出し、受理されたデータとなっており、不正受給の可能性が限りなく低くなるためです。
③	令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の基準日（発行日）は令和8年5月7日以外ではダメなのか。	令和8年5月7日付け令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）以外は認めません。
④	令和8年5月7日付け令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）を紛失等している場合、再発行は可能か。	税務課での再発行は原則行っておりません。もし手元にない場合は商工観光課（089-982-1120）へお問い合わせください。
⑤	令和8年5月7日付け令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）に記載されていない従業員（令和8年5月7日以降の変更通知には記載あり）はどうなるのか。	令和8年5月7日付け令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の通知を受けて以降に届いた変更通知（増減など）は反映しません。あくまで令和8年5月7日付のものに限ります。
⑥	新規開業などにより、令和8年5月7日付け令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の通知を受けていない事業者はどうなるのか。	本補助金においては対象にはなりません。あくまで、令和8年5月7日付け令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の通知を受けているものに限ります。
⑦	令和8年5月7日付け令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の通知は受けているが、現在伊予市に事業所がない、伊予市で事業をしていない場合はどうなるのか。	要綱第3条にある、「市内に事業所を有し、現に事業を営んでいること」に該当しないため、対象にはなりません。

⑧	「課税人員」とは具体的に何を指すのか。	令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の中央上部の枠で囲まれている中に「課税人員」と記載があります。そこに記載されている人数のことを指します。
⑨	休職中の従業員や年度途中で退職した従業員については課税人員に含めるのか。	休職や退職に関わらず、令和8年5月7日付け令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）に記載している課税人員の人数で判断します。
⑩	個人事業主などが複数店舗を営んでいる場合、申請はどうなるのか。	同中小企業者の支店等であれば、申請は1回限りとします。 なお、同中小企業者が別会社をいくつか持っている場合は、要綱第3条に記載している補助対象者に該当していればそれぞれが対象となり得ます。
⑪	市税の滞納について、過去に滞納があったが、現在完納している場合はどうなるのか。	現在まで賦課されている市税を完納していれば、対象となり得ます。
⑫	分納中であつたり、徴収猶予を受けている場合はどうなるのか。	通常の納付期限を越えていますので、滞納扱いとします。
⑬	申請の受付は先着順なのか。また、予算を超えた場合はどうなるのか。	予算の範囲内での交付のため、申請の受付は先着順とします。 また、仮に申請時に予算がなかった場合は、補助金を交付することができませんのでご注意ください。
⑭	申請から支給までどのくらいかかるのか。	1～3か月の想定をしております。 ただし、申請件数の偏りや審査に時間を要する場合は上記以上に期間がかかる場合があります。
⑮	仮に返還事由が発生した場合、何日以内に補助金の返還をしなければいけないのか。	返還対象者には商工観光課から通知文を送付します。この通知文の中に返還期限が記載されています。